

# 転居された方へ

宗像市では、転居届と同時に多くの手続きを行うことができます。また、転居届を出された日以降に各手続きを行う場合は、担当課窓口での手続きとなります。  
お問い合わせは各担当窓口までお願いします。

## ●主な手続き

制 度 ・ 手 続	担当 窓口	必要な 手続き	確 認 欄	宗像市での手続き
住民基本台帳カード	M1			カードが有効期限内であれば記載事項変更の手続きが必要です。 本館M1窓口にて手続きを行ってください。
マイナンバーカード	M1			カードの住所変更の手続きが必要です。 本館M1窓口にて、転居日から <b>90日以内</b> に手続きを行ってください。 (必要なもの:マイナンバーカード、暗証番号)*同世帯の方が代理で手続きをする場合は、代理の方の本人確認書類も必要です。
署名用の電子証明書 公的個人認証サービス	M1			本館M1 窓口にて継続の手続きを行ってください。
印 鑑 登 録	M4			手続きの必要はありません。 「印鑑登録証」または「市民カード」は、継続して使用できます。
公立小・中学校	M51			<b>学校が変わらない場合:</b> 手続きの必要はありません。 <b>学校が変わる場合:</b> 市役所での手続きはありません。住民異動届のコピーと、転居前の学校からもらっている書類を転居先の学校へ提出してください。(書類をもらっていない場合は、もらってから転居先の学校に提出してください。) <b>区域外通学希望:</b> 異動届を持って、本館3階M51窓口へ行き、「区域外通学申請」をしてください。
国 民 年 金	M6			手続きの必要はありません。 (退職、加入希望、免除申請等のご相談は本館M6窓口へお越しください。)
国民健康保険	M7			マイナ保険証をお持ちの方は「資格情報のお知らせ」を郵送します。マイナ保険証がない方は「資格確認書」を郵送します。旧国民健康保険被保険者証や旧資格確認書は返信用封筒に入れて国保医療課に返送してください。保険に変更がある場合(会社に勤め始めたなど)は国保医療課M7窓口へお越しください。
後期高齢者医療	M7			令和7年7月31日までは、新住所が記載された「資格確認書」を郵送します。8月1日以降は、マイナ保険証をお持ちの方は、「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証がない方は「資格確認書」を郵送します。 旧住所が記載された後期高齢者医療被保険者証または「資格確認書」は、返信用封筒に入れて国保医療課まで返送してください。
軽自動車 二輪車	M13			○ 普通自動車・バイク(125CCを超えるもの) → 九州運輸局へ ○ 軽自動車 → 軽自動車検査協会へ ○ 原付バイク(125CC以下のもの) → 手続きの必要はありません
介護保険	N3 N4			新住所が記載された介護保険被保険者証等は郵送させていただきます。 旧介護保険被保険者証等は、返信用封筒に入れて介護保険課まで返送してください。 <u>介護保険被保険者証等は以下の通りです。</u> ・ 介護保険被保険者証 ・ 介護保険負担割合証(お持ちの方のみ) ・ 介護保険負担限度額認定証(お持ちの方のみ)
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健 福祉手帳 ・自立支援医療受給者証 (精神通院・更生医療・育成医療) ・障害福祉サービス受給者証 ・通所受給者証	N5			住所の書き換えを行います。北館1階N5窓口障害者福祉係へお越しください。

制 度 ・ 手 続	担当 窓口	必要な 手続き	確 認 欄	宗像市での手続き
ひとり親家庭等医療	W1			西館W1窓口へお越しください。
児童扶養手当	W1			西館W1窓口へお越しください。
特別児童扶養手当	W1			西館W1窓口へお越しください。
重度障害者医療	W1			新住所が記載された障害者医療証は郵送します。 旧障害者医療証は破棄してください。 郵便局への転居届がまだの方は西館W1窓口へ申し出てください。
子ども医療	W1			新住所が記載された子ども医療証は郵送します。 旧子ども医療証は破棄してください。 窓口交付を希望される方は西館W1窓口へお越しください。 郵便局への転居届がまだの方は申し出てください。
児童手当	W1			世帯全員での転居は手続きの必要はありません。 世帯の一部が別居する場合、または別居から同居になる場合は、子ども家庭センターW1 窓口へお越しください。
犬の登録	W24			西館2階W24窓口で犬の転居手続きをしてください。 マイクロチップを装着している犬は、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト ( <a href="https://reg.mc.env.go.jp">https://reg.mc.env.go.jp</a> ) で手続きをすることにより、環境課窓口での手続きを 省略することができます。
上・下水道	金上 セ下 ン水 タ道 1料			転居の状況により、上・下水道料金の精算や上・下水道使用開始の届出が必要となる場 合があります。 お電話をお願いいたします。 <宗像地区事務組合(宗像市多禮298番地)> 上下水道料金センター
自治会への加入	W21			各自治会では次のような活動を行っています。 ・地域安全活動(防犯街灯の設置、地域パトロールなど) ・環境美化活動(ごみステーションの管理、清掃活動など) ・親睦イベントの開催(スポーツ大会、敬老会など) 充実した地域生活を営むためにも、地域に住むみなさまの加入について、ご理解、ご協 力をお願いいたします。 詳しくは西館2階のW21窓口までお問い合わせください。 自治会加入の申し込みはこちらからもできます。→ 
市営住宅	M33			手続きが必要です。本館2階M33係窓口へお越しください。 ただし、市営住宅からの転居で事前の手続きが終わっている方は、手続きはありません。

※詳細については各担当窓口で確認してください。

担当窓口： 本館1階M1～M4 市民課市民係	【TEL】 36-1126
本館1階M6 市民課国民年金係	【TEL】 36-1128
本館1階M7 国保医療課国民健康保険係	【TEL】 36-1363
本館1階M7 国保医療課後期高齢者医療係	【TEL】 36-1348
本館1階M13 税務課固定資産税係(軽自動車税担当)	【TEL】 36-7351
北館1階N4 介護保険課介護保険係	【TEL】 36-4877
北館1階N5 福祉政策課障害者福祉係	【TEL】 36-3135
西館1階W1 子ども家庭センター子ども家庭係	【TEL】 36-1151
本館2階M33 建築課管理係	【TEL】 36-5203
西館2階W24 環境課	【TEL】 36-1421
西館2階W21 コミュニティ協働推進課	【TEL】 36-5394
本館3階M51 教育総務課教育総務係	【TEL】 36-5099
上下水道料金センター(宗像市多禮298番地)	【TEL】 62-0026

〒811-3492 福岡県宗像市東郷1丁目1番1号 宗像市役所

TEL 0940(36)1121

FAX 0940(37)1242

(表面も確認をお願いします)